

新潟大学における動物実験計画申請手続要項

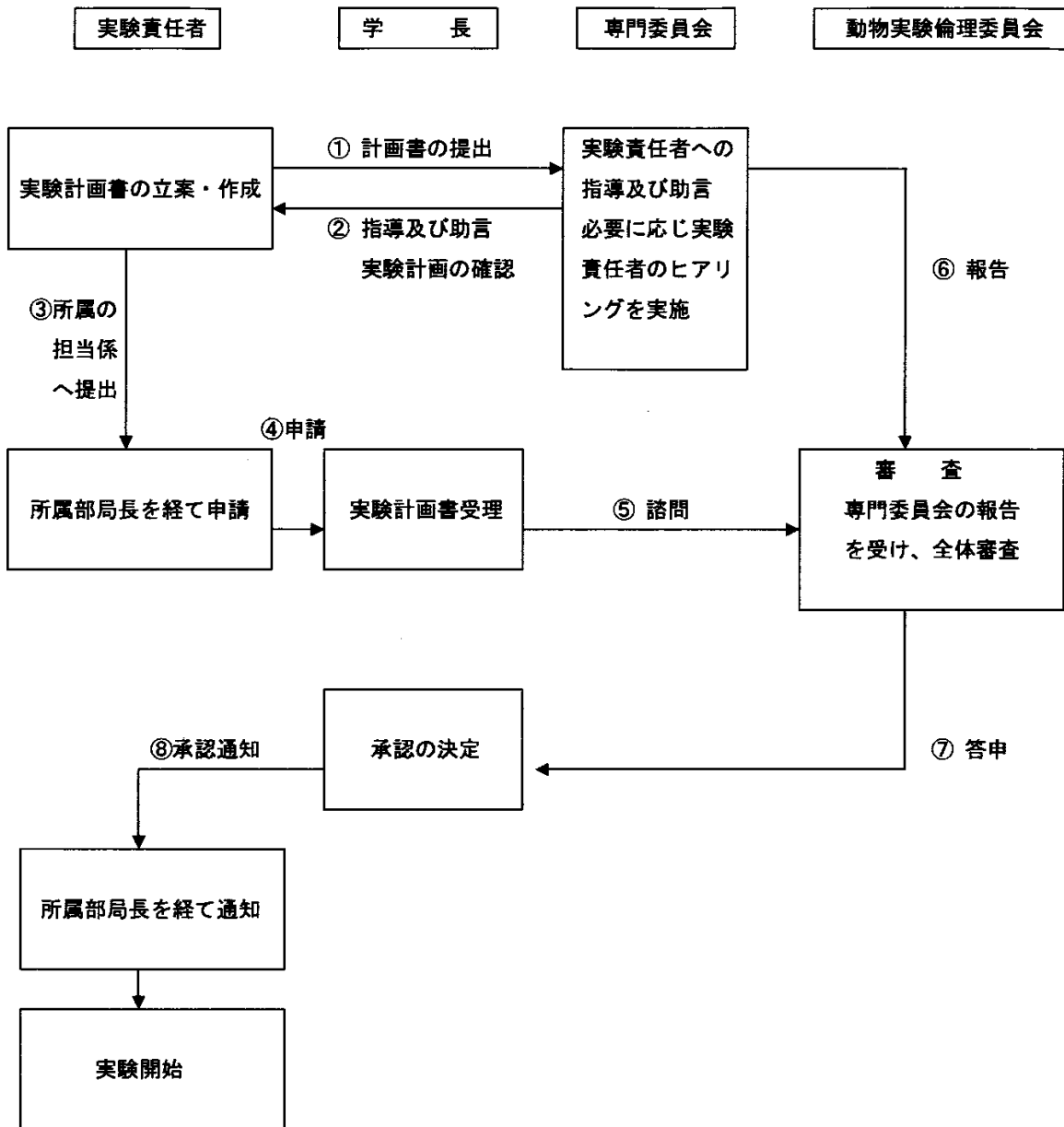
1. 動物実験の申請手続について

本学で「動物実験（対象は哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物）」を実施するにあたっては、「新潟大学動物実験規則」の規定に基づき、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点、並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に行わなければなりません。

動物実験は、「動物実験計画書」を学長に申請し、新潟大学動物実験倫理委員会の審査を経て、学長の承認を受けた後でなければ実施できません。

また、動物実験に従事する場合、事前に動物実験教育訓練の受講が必要となります。この教育訓練受講による動物実験実施の有効期間は特に定めませんが、関連法規の改正等により、再度、動物実験教育訓練の受講が必要となる場合があります。

2. 動物実験の申請の流れ



- ① 動物実験責任者は、動物実験計画書を作成し、メールによりデータを専門委員会に提出する。
(この時点では計画書に押印は不要)
■旭町地区提出先アドレス : dousin@adm.niigata-u.ac.jp
■五十嵐地区提出先アドレス : dousin2@adm.niigata-u.ac.jp
- ② 専門委員会による計画書の確認が終了した時点で、専門委員会の確認印が押印された計画書が返却されるので、実験責任者欄に押印した動物実験計画書を所属部局に提出する。
- ③ 動物実験倫理委員会による審査の結果が学長に答申され、学長の承認が得られた計画書に承認印が押印され、実験責任者に返却される。

【備考】所期の目的を達成するために、承認期間を超えて実験を継続しなければならない場合は、その理由及び意義等を付記した上で、期限が切れる2週間前までに計画書を再提出（継続申請）すること。